

○財務省告示第四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年一月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百四十八回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入
四 発行方法	

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

込募各割各各当も各
 み限国り申の申
 の度債当込。らみ
 応額市てみ。のう
 募の場特。応ち
 額を圍別募額を案分
 を割内参加者ごと
 りににおいて各
 当て。申
 てる。申

争市る参てしび価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価国を定特あ争争す得格決
 札特の者、後格債め別つ入争入るら格定
 発別によごとに行に格競争入札発の、と
 行参加るに大臣が行われる入札であつ
 とい。第II非価格競
 う。第II非価格競

十九

弘
込
期
日

平
成
二
十
七
年
一
月
十
五
日